

質問第一〇二号

全国学力テスト・体力テストの実施に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十二月三日

中山 恭子

参議院議長 江田 五月 殿

全国学力テスト・体力テストの実施に関する質問主意書

子どもたちから競い合い互いに切磋琢磨するということの大切さ、国際的な学力調査結果に見られる学力や学習意欲の低下傾向への対策、子どもの体力の低下傾向への継続的な改善・監視・検証の必要性といった観点からも、全国学力テスト・体力テストは全国の対象学年全員を対象とする現行制度を維持すべきと考える。以下質問する。

一 政府として、客観的データに基づく学力・体力の向上のために、抽出調査で十分と考えるか、その理由とともに見解を示されたい。

二 抽出調査に変更することにより、過去の調査との継続性が担保されなくなるが、統計学上の裏付けを含めて政府の見解を示されたい。

三 各学校、各市町村が、学力・体力の状況を自分たちの課題としてとらえることにより、教育に対する意識の向上につながるという観点から、全員を対象とすることに意義があると考えますが、これについて政府の見解を示されたい。

右質問する。

